

改正大気汚染防止法とPCB廃棄物について

【1】改正大気汚染防止法の施行について

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年6月19日法律第41号)が平成30年4月1日施行となりました。水銀排出施設を設置している事業者に対し、排出基準の順守、水銀濃度の測定及び測定結果の保存等を義務付けています。規制対象は大きく分けて以下の4つの施設です。

- ①石炭火力発電所及び産業用石炭燃焼ボイラー
- ②非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程
- ③廃棄物の焼却設備
- ④セメントクリンカーの製造設備

定期測定の頻度は以下の通りとなります。

①排出ガス量が1時間当たり4万Nm ³ 以上の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
②排出ガス量が1時間当たり4万Nm ³ 未満の施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛、又は、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

測定項目は全水銀(粒子状水銀及びガス状水銀)ですが、連続する3年間で継続して以下のいずれかの条件を満たせば粒子状水銀の濃度測定を省略でき、ガス状水銀の濃度をもって排出基準を満たすかどうかを判断することができます。

- ①粒子状水銀の濃度がガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること。
- ②測定結果の年平均が50 μ g/Nm³未満である施設の内、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの。
- ③測定結果の年平均が50 μ g/Nm³以上である施設の内、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ粒子状水銀の濃度が2.5 μ g/Nm³未満であるもの。

※ただし3年を超えない期間に1度以上、ガス状水銀、粒子状水銀の濃度を確認し、要件を満たしている事を確認する事。

詳細は以下のHPでご確認をお願い致します。

環境省 水銀排出対策のページ

(http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html)

大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について(環水大大発1609264号)

(<http://www.env.go.jp/air/suigin/0926tsuchi.pdf>)



【2】PCB廃棄物について

平成30年3月31日に中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北九州事業所エリアでの高濃度PCB廃棄物(高圧トランス・コンデンサ等)の受入れが終了しました。高濃度PCB廃棄物(安定器・汚染物)については北九州事業所エリアで平成33年3月31日、低濃度PCB廃棄物については平成39年3月31日に処理期限を迎えます。

高濃度PCB廃棄物(高圧トランス・コンデンサ等)については、北九州事業所エリアで処分期間の末日を迎えております。未処理の場合、行政処分となる恐れがある為、対象のPCB廃棄物又は使用製品を発見された場合は、大至急都道府県又は政令市に問合せ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)と連絡・連携を取り、処理を進めるようにして下さい。

詳細は以下のHPでご確認をお願い致します。

環境省 ポリ塩化ビフェニル(PCB) 早期処理情報サイト
(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>)



中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)
(<http://www.jesconet.co.jp/index.html>)



◇企画・製作◇
東洋環境分析センター
企画・販促委員会

弊社社員ブログ更新中です!
是非ご覧ください!



<http://www.let-toyokankyo.com>

→ アドレスをクリックして弊社HPにお越し下さい!